

## 1. ま え が き

白山国立公園は、わが国の国立公園の中では歴史が浅く、面積も特に広いというわけではないが、広大なブナの原生林や西南限分布にあたる高山植生の存在、そして歴史的な信仰の山にふさわしい登山形態などが高く評価されてきた。国立公園指定から四半世紀を経て、白山の自然保護に対する関心が深まると同時に、国立公園らしい利用の増進も要求されている。

この報告書は、白山国立公園の「保護」と「利用」に関する将来的な方向づけを検討するため、昭和62、63年度に実施した調査の結果をとりまとめたものである。公園の利用に関する調査及び自然環境調査のうち地質・地形、動植物に関しては白山自然保護センターで実施し、大気調査に関しては衛生公害研究所で実施した。

過去にも、登山者の動向などについて、アンケートを含めたまとまった規模の調査を昭和50、51年度に行なっている。この間、わが国の経済発展を軸とした社会情勢の著しい変化が見られ、自然がよく保護されていることで知られる「白山」にあっても、国民の余暇時間の増大、モータリゼーションの拡大などに無関心ではありえなくなっている。白山国立公園は、どちらかといえば好ましい自然状態を保全していると考えられるので、より広い視野で、国民的なニーズに応えるべく「保護」と「利用」との整合性を引き出さなければならない。

## 2. 調査・予測の方針

白山は独立した高峰として、優れた自然の美しさを保ち、昭和37年11月12日に国立公園の指定を受け現在に至っている。

しかしながら、白山の国立公園としての歴史は皮肉にも我国の驚異的な経済成長と時期を同じくしている。すなわち「公害対策基本法」はこの5年後、昭和42年に法律132号として定められ、騒音規制法・大気汚染防止法が43年に、水質汚濁防止法が45年に定められている。これら一連の法律が必要となったのは、それだけ都会が汚れてきていたためであって、自然の美しさは一段とその価値を高めることとなった。

見るところでは、これらの規制にもかかわらず大都会の荒廃は進み、すでに回復が困難と思われる部分まで出現してきているようである。このことは非常に残念なことではあるが、身近に心の安らぎを得る場所を失ってしまった都会の人々のためにも「残されている自然」の利用と保護とについて積極的に検討を加える必要があると考えられる。

これら社会情勢の種々の変化等にも対応すべく、保護とより快適な利用が出来るよう、調査予測の方針は次の「白山国立公園の保護と利用に関する計画調査フロー」のとおりとした。

